

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 86号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条本文中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条本文中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「第21条第1項」を「第21条第1項第1号」に改める。

(京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「第21条第1項」を「第21条第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)